

⑥ ごみの出し方の再確認をお願いします

ごみ処理場の個人ごみ受け付けは、本来であれば引越し等一時的に大量のごみが出た場合や、集積所に出せない粗大ごみを持ち込んでいただくことを目的としています。しかし、集積所に出せるごみを、直接処理場に持ち込まれる方が多く見受けられます。ごみの減量化と再資源化のため、地域の集積所をご利用ください。

また、現在、ごみ集積所の管理は各地区等で行っていて、分別が間違っていた等で収集されなかった場合、名前が書かれていないと誰のごみか分からず、管理をされる方に迷惑がかかりますので、ごみ袋には、必ずご記名ください。皆様のご協力のほど、よろしくお願いします。

問 環境保全課（内線 127）

⑦ 高齢者等世帯を対象に収集袋によるごみ出し支援事業を開始します

ごみ出し用のコンテナを持ち運ぶ負担を軽減するため、高齢者・障がい者の世帯を対象に、「不燃ごみ収集袋」「資源物収集袋」によるごみ出し支援事業を開始します。

ご利用を希望される場合は、以下の方法によりお申し込みください。

対象 1. 世帯員全てが 65 歳以上である世帯

2. 世帯員全てが身体障がい者（身体障害者手帳の交付を受けている方）の世帯

3. その他、コンテナによるごみの持ち運びが困難であると認められる世帯

※詳細はお問い合わせください。

内容 【申請受付開始】 9 月 3 日（月）から

※申請書は、環境保全課および各支所地域課で配布いたします。

【ごみ処理手数料】 不燃ごみ収集袋 1 枚 40 円、資源物収集袋 1 枚 20 円

申請方法 1. 環境保全課または各支所地域課の窓口申請いただき、その場で審査を行います。

対象要件に該当することが確認できれば、その場で交付を決定します。

※申請書は、環境保全課、各支所地域課で配布いたします。

※申請時に印鑑、身体障害者手帳（身体障がい者の方のみ）をご用意ください。

※本人以外の申請は可能ですが、あらかじめ本人の同意を得てください。

2. ごみ処理手数料を納入いただき、収集袋を交付します。

※収集袋は、環境保全課、各支所地域課のみで取り扱い、一般の販売店では取り扱いませんので、ご注意ください。

申・問 環境保全課（内線 127）、笠間支所地域課（内線 72115）、岩間支所地域課（内線 73115）

⑧ 有害鳥獣捕獲を実施します

農作物への被害を防止するため、笠間市鳥獣被害対策実施隊と、地域捕獲団体による有害鳥獣捕獲を実施しています。

実施区域 笠間市内全域

捕獲鳥獣 イノシシ・カラス・ハクビシン

平成 29 年度捕獲数：イノシシ 119 頭、カラス 134 羽、ハクビシン 19 匹

捕獲方法 銃器およびわなによる捕獲（地域捕獲団体については、箱わなによる捕獲）

銃器による捕獲を実施する区域には、当日広報車でお知らせします。

※わなが仕掛けてある周辺には、看板が設置されています。

注 意

この周辺に

イノシシを捕まえるための
わながあります。

問 農政課（内線 527）